

平成30年
4月から

国民健康保険制度のしくみが変わります！

～県と市町村で国保を運営します～

図 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

現在の国民健康保険は市町村ごとに運営されていますが、平成30年4月からは、国保財政の安定化を目的として県も国保の運営に加わることとなります。このことにより、病院への受診方法や保険税の納付先、**各種お手続きには変更がありませんが**、被保険者証などに関しまして変更がありますので下記表をご確認ください。

県と市町村の役割はどうなるの？

県は、各市町村が保険税を決めるために参考とする標準保険料率の提示や、県内国保の運営方針を策定するなど、市町村と協力して国保の運営を行います。

県の主な役割	市町村の主な役割
国保運営の中心的な役割（財政運営の責任主体）	加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施
○市町村ごとの国保事業費納付金を決定	○加入者の資格管理（各種届出の受付・保険証の発行など）
○各市町村の標準保険料率を提示	○保険税の賦課・徴収
○給付に必要な費用を、全額、市町村へ支払い	○給付の決定、支払い
○国保の統一的な運営方針を決定	○左記の国保事業費納付金を県に納付
	○保険事業など、加入者の健康づくりのための事業を実施



私たち加入者にはどんな影響があるの？

- ・医療機関への受診方法
- ・保険税の納付先
- ・各種お手続きの窓口などは

今までと変わりません

平成30年4月から変わる点

- 平成30年4月からお使いいただく被保険者証は平成30年7月31日まで有効となります。**（保険証の色は変更ありません。ご注意ください）**
- 平成30年8月1日からお使いいただく被保険者証は新しい様式のものになりますので、平成30年7月中に各世帯の世帯主あてに郵送いたします。
- 平成30年8月1日からお使いいただく被保険者証は個人ごとになります。（ひとり一枚の個人証となります）
- 平成30年度以降の被保険者証の有効期限は8月1日から翌年7月31日までとなります。更新は毎年8月となります。（県内統一）
- 70歳以上の方に関しては、被保険者証と高齢受給者証が一体となります。



新しい子ども医療証の送付
4月以降に使用できる
子ども医療証を送付します

図 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

平成30年4月以降に使用できる子ども医療証を、3月上旬に送付します。

【対象】次の①②いずれも満たす人

- ①平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれの人
- ②有効期限が平成30年3月31日までの乳幼児医療証（子ども医療証）を持っている人

【新規申請】

桂川町子ども医療の対象で、子ども医療証を持っていない方はお問い合わせください

【その他】

○次に該当する人は子ども医療からの切り替えが必要で、詳しくはお問い合わせください

- (1)小学生以上で、重度障害者医療に該当する人
- (2)中学生以上で、ひとり親家庭等医療に該当する人

桂川町子ども医療証	
有効期間	
負担者番号	8 1 4 0 0 7 5 6
受給者番号	
受給者	住所: SAMPLE 生年月日:
一部自己負担金	入院 1日当たり500円(月7日限度) 入院外 1月当たり600円を限度 ※上記金額を医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。
発行機関名及び印	福岡県 桂川町長 
交付年月日	

※この証は県外の保険医療機関等では使用できません。

▲今回送付する子ども医療証。